

事業者の方へ

「四日市市高齢運転者安全対策事業補助金制度」
後付け装置設置の補助金申請の流れ

1 「高齢運転者安全対策事業後付け装置取扱事業者」の申請
四日市市道路管理課に「四日市市高齢運転者安全対策事業後付け装置取扱事業者登録申請書(第1号様式)」、「誓約書(第2号様式)」等を提出してください。

2 (市の対応)後付け装置取扱事業者の決定
「四日市市高齢運転者安全対策事業後付け装置取扱事業者登録決定通知書(要綱第3号様式)」によって、後付け装置取扱事業者として決定する。

3 「高齢運転者安全対策事業補助金」の交付申請
「四日市市高齢運転者安全対策事業補助金交付申請書(第5号様式)」に、販売・設置する後付け装置の種類や名称、設置予定台数等を記入し、補助金の交付申請(予定額)をしてください。
※ 1～3か月分を目安にまとめてください。

4 (市の対応)補助金の交付決定
「四日市市高齢運転者安全対策事業補助金交付決定通知書(第6号様式)」によって、補助金の交付を決定する。

5 後付け装置の設置
①後付け装置の購入・設置申込者が補助対象かどうか「四日市市高齢運転者安全対策事業申込書兼誓約書(第13号様式)」を用いて確認してください。
②申込者から「市税完納証明書」、「運転免許証の写し」、「当該自動車検査証の写し」を徴取し、申込書兼誓約書の原本と併せて市へ提出するとともに、その写しを申込書兼誓約書の写しと併せて適切に保存してください。
③補助対象経費より補助金を控除した金額を申込者から受取り、安全運転支援装置を販売・設置してください。

1～3の期間
令和2年4月1日～
令和3年2月末日

5～10の期間
令和2年4月1日～
令和3年3月末日

申請毎(1～3か月程度)
に3～11を繰り返す

6 「四日市市高齢運転者安全対策事業」の変更申請
3で申請した内容(装置の種類・補助金の交付申請額)の変更については、8の実績報告の前に、実績に合わせて「四日市市高齢運転者安全対策事業(変更、中止・廃止)承認申請書(第8号様式)」を提出してください。
又、その他の項目について変更がある場合も同様に申請書を提出してください。

7 (市の対応)補助対象事業の変更等の承認
「四日市市高齢運転者安全対策事業(変更、中止・廃止)承認通知書(第9号様式)」によって、変更の承認をする。

8 実績報告
「四日市市高齢運転者安全対策事業実績報告書(第10号様式)」を添付書類(付表、申込書兼誓約書の原本等)と合わせて提出し、実績報告をしてください。
※報告していただく内容(台数や補助金交付額等)は、3もしくは6の申請と一致している必要があります。3の申請時と内容が変更される場合は必ず6の申請をし、市の承認を受けてください。

5~10の期間
令和2年4月1日~
令和3年3月末日

9 (市の対応)補助金の額の確定
交付する補助金の額を確定し、「四日市市高齢運転者安全対策事業補助金確定通知書(第11号様式)」によって通知する。

10 補助金の請求
「請求書(第12号様式)」によって補助金の交付を請求してください。

11 (市の対応)補助金の交付

申請毎(1~3か月程度)
に3~11を繰り返す

※1, 3の申請締め切りは令和3年2月28日までです

お問合せ先
四日市市役所 道路管理課 交通安全係
TEL 059-354-8154
MAIL dourokanri@city.yokkaichi.mie.jp